

2021年1月12日

本科会員各位

ジャンピングスクール株式会社

代表取締役 河合 由貴

【ご案内】

緊急事態宣言発令時の対応について

平素はジャンピングスクールにご理解、御協力いただき、誠にありがとうございます。
新型コロナウイルス感染拡大防止による政府からの緊急事態宣言発令時の対応について以下の通り、ご案内させていただきますので、下記内容をご確認下さい。

会員様方にはご不便・ご面倒をお掛けしますが、何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

1. 授業・休会・振替について

- 1) 緊急事態宣言が発令されても、当クラブは通常通り行いますので授業への参加は各ご家庭で判断していただき、お越しく下さい。
- 2) 緊急事態宣言中に休まれた場合の振替は、通常の振替回数に含まず、**3月末**まで有効とします。
※ご都合の良い日をお振替・曜日変更手続きをしていただきご来館ください。
- 3) **緊急事態宣言中の休会費は無料**とさせていただきます。

3. 会員様へのお願い

- 1) ご来館前に検温をしていただき **37.5** 度以上の熱がある場合は、授業参加はご遠慮ください。
- 2) **発熱によりレッスンをお休みされた方は、解熱後、1週間を経過するまでレッスンをお休みして下さい。**
- 3) 授業に入る前に手洗い、消毒を行ってください。
- 4) 保護者様の見学については密集状態を避ける為、現在と同じ対応を実施させていただきます。毎月更新させていただいている【見学グループ一覧表】をご確認ください。
- 5) 新型コロナウイルスと診断された場合は、速やかにご連絡してください。
また、会員様の近親者が感染された場合も同様にご連絡ください。

※ 緊急事態宣言の発令がなされない場合は、通常通りの対応とさせていただきますので、お間違いのないようにご確認の程宜しくお願い申し上げます。

以上